

○京都橘大学研究倫理教育委員会規程

2016年2月22日

制定第2222号

最近改正 2021年3月23日

(名称)

第1条 京都橘大学に研究倫理教育委員会（以下「教育委員会」という。）をおく。

(目的)

第2条 教育委員会は、「京都橘大学研究活動における倫理指針」の遵守のため、必要とする研究倫理教育を企画、立案、実施することを目的とする。

(運営と体制)

第3条 教育委員会に委員長をおき、副学長がこの任にあたる。

2 教育委員会は、次の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(1) 委員長

(2) 研究倫理教育責任者（「京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する規程」第6条による）

(3) 教務部長

(4) 研究倫理委員 若干名

(5) 教学事務部長

(6) 学術振興課長

3 教育委員会は、委員長が招集する。

4 委員長は、研究倫理教育の企画、立案、実施の状況について部長会に報告する。

(事務主管)

第4条 教育委員会の事務は、学術振興課が行う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、部局長会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。